

[事案 2024-204] 入院一時金等支払請求

・令和7年10月31日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始前の発病であることを理由に、入院一時金等が支払われなかったことを不服として、入院一時金等の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年11月から3月までの間、各月10日間前後、胸部食道がんにより入院したため、同年10月に契約した組立型保険にもとづき入院一時金等を請求したが、本疾病は責任開始日前に発病した疾病を原因としたものであるとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院一時金等を支払ってほしい。また、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、腫瘍の大きさから自覚症状がなかったというのは不自然であると主張するが、全く自覚症状がないからこそ、ここまで大きく成長させてしまった。自覚症状があるならばとっくに受診していた。
- (2) 入院一時金等の不払いが告げられた後、長期にわたる営業職員との交渉等により精神的苦痛を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、契約日の翌日に耳鼻咽喉科を受診し、頸部に直径約5cmの大きな腫瘍が認められた。本疾病は、責任開始日前から存在していたと考えることが自然であり、申立人が自覚できていなかったとは考えにくい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を確認するため、申立人子に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。